

軽自動車の構造が身体障害者等の利用を目的とした 場合の減免

車両の構造が専ら身体障害者等の利用を目的とした軽自動車等について、申請により軽自動車税(種別割)が減免される場合があります。

減免の対象となる軽自動車等

構造上身体障害者等の利用を目的として改造された軽自動車で、次のいずれかの装置を装着したもの(原則8ナンバーで身体障害者搬送車・入浴車・入浴乾燥車・車いす移動車)は、減免の対象となります。

1. 車いすの昇降装置
2. 車いすの固定装置
3. 浴槽
4. 超低床バスに係るスロープ板および車高調整装置
5. その他身体障害者等のための特別の装置

※リース車両も減免の対象になります。

※営業用・自家用の別は問いません。

※車検が切れている車両は減免の対象になりません。

減免の申請

申請に必要なもの

- 軽自動車税(種別割)減免申請書
- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 自動車検査証(車検証)
※電子車検証の場合は自動車検査証記録事項
- 特別な仕様に製造または構造変更が加えられた軽自動車等と分かるもの
※仕様書、売買契約書、注文書の写しまたは構造変更が加えられた箇所の写真(ナンバー・構造が分かるもの)等
※初めての減免申請時のみ必要
- 納税義務者が個人の場合は納税義務者の個人番号が分かるもの(マイナンバーカード等)

申請期間

軽自動車税(種別割)納税通知書が届いた日(通常は5月上旬)から納期限の日まで

※軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日(土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌日)です。

申請窓口

- 伊勢崎市役所市民税課(本館2階20番窓口) ☎0270-27-2715
- 各支所(赤堀・あずま・境)市民サービス課税務係

※受付時間:午前8時30分～午後5時15分

減免される税額

軽自動車税(種別割)の全額

減免の決定

減免が認められた場合は、6月に減免決定通知書をお送りします。

また、翌年の軽自動車税(種別割)納期限の前日までに継続検査(車検)がある車両は、減免決定通知書と併せて納税証明書(継続検査用)をお送りします。

その前に納税証明書が必要な場合や納税証明書を失くしてしまった場合は、市役所税証明総合窓口(本館1階6番窓口)、各支所市民サービス課、スマーク伊勢崎行政センター、またはいせさきガーデンズ行政センターに請求してください。郵送でも請求できます。

減免の取消

次の場合は、軽自動車税(種別割)の減免を取り消すことがあります。

- 申請書に記載された内容が減免の要件を満たさないことが判明した場合
- 申請書に記載された内容が事実と反することが判明した場合
- 減免の事由が消滅した場合